

議案第79号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

専決第12号 令和3年度長岡市一般会計補正予算

専決第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月29日

長岡市長 磯田 達 伸

令和3年度長岡市一般会計補正予算

議案第81号

長岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

長岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
長岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第82号

長岡市手数料条例の一部改正について

長岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市手数料条例の一部を改正する条例

長岡市手数料条例（平成12年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表の2の表16の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第83号

長岡市川口総合交流拠点施設条例の一部改正について

長岡市川口総合交流拠点施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市川口総合交流拠点施設条例の一部を改正する条例

長岡市川口総合交流拠点施設条例（平成22年長岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長岡市えちご川口温泉条例

第1条中「総合交流拠点施設」を「温泉施設等」に改める。

第2条中「総合交流拠点施設の」を「温泉施設等の」に、同条の表中「長岡市川口総合交流拠点施設」を「長岡市えちご川口温泉」に、「長岡市川口中山2515番地4」を「長岡市川口中山2515番地3」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「長岡市川口総合交流拠点施設（以下「総合交流拠点施設」を「長岡市えちご川口温泉（以下「川口温泉」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条、第5条、第11条から第14条まで及び第16条の規定中「総合交流拠点施設」を「川口温泉」に改める。

附則第2項から第4項までの規定中「総合交流拠点施設」を「川口温泉」に改める。

別表中1の表を削り、2の表を1の表とし、3の表を2の表とし、4の表を3の表とする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第84号

長岡市都市計画法施行条例の一部改正について

長岡市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市都市計画法施行条例の一部を改正する条例

長岡市都市計画法施行条例（平成17年長岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「令第8条第1項第2号ロからニまで」を「令第29条の9各号」に改め、「掲げる土地の区域」の次に「（安全上及び避難上の対策が実施済み若しくは実施されることが確実である場合又は市長が集落の維持のためやむを得ないと認めた場合であって、安全な避難場所への避難が可能と認めたときを除く。）」を加え、「この条例の施行の日において、現況有姿で」を「当該申請時において10年以上」に改める。

第3条中「第1号」の次に「（長屋建て住宅を除く。）」を加え、「は除く」を「を除く」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「令第8条第1項第2号ロからニまで」を「令第29条の9各号」に改め、「掲げる土地の区域」の次に「（安全上及び避難上の対策が実施済み若しくは実施されることが確実である場合又は市長が集落の維持のためやむを得ないと認めた場合であって、安全な避難場所への避難が可能と認められたときを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条及び第5条の規定は、施行日以後に申請された都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第35条の2第1項又は第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の許可について適用し、施行日前に申請されたこれらの許可については、なお従前の例による。

議案第85号

長岡市消防団条例の一部改正について

長岡市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市消防団条例の一部を改正する条例

長岡市消防団条例（昭和39年長岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「4,400人」を「3,700人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第86号

市の境界変更について

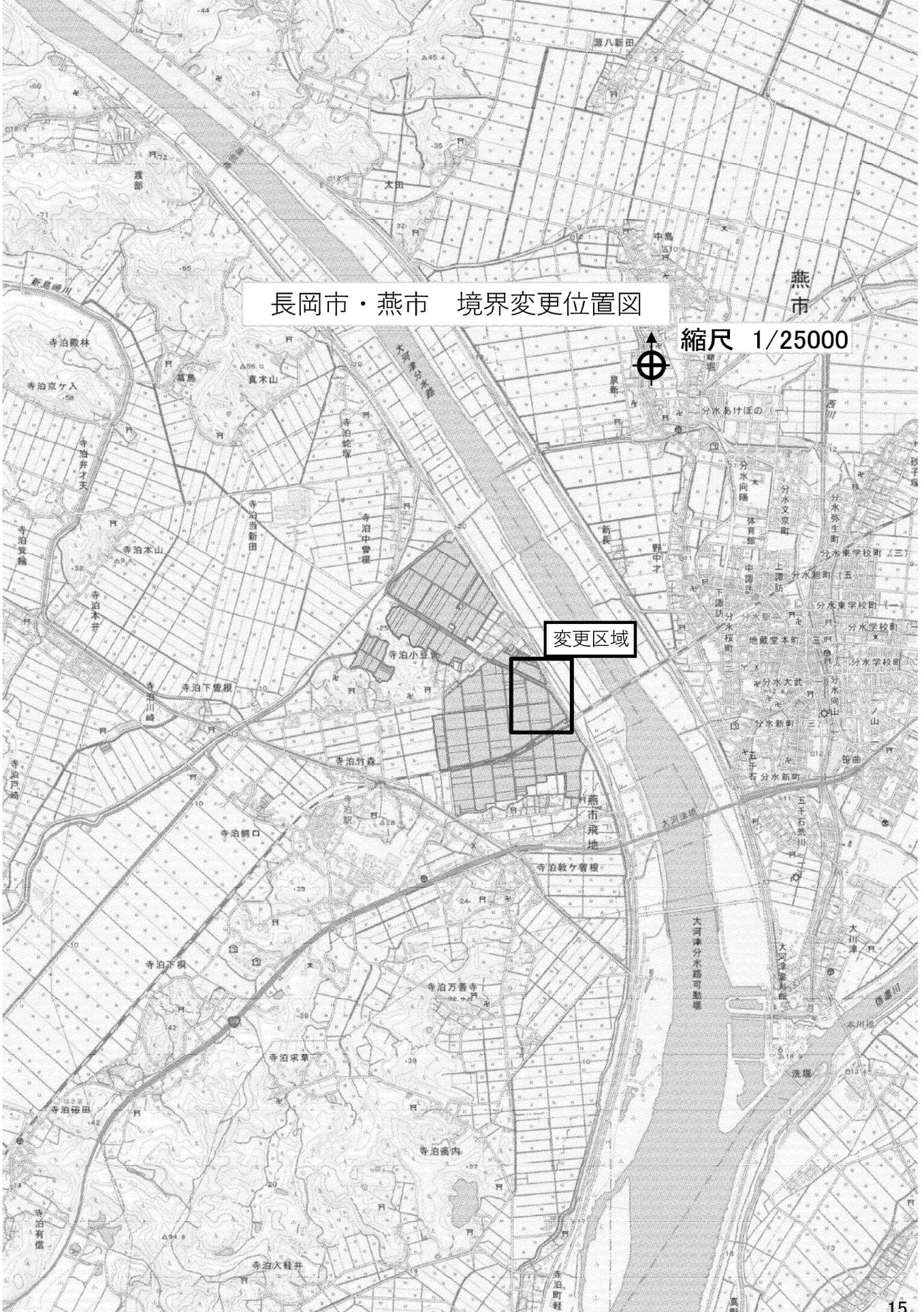
地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、長岡市と燕市の境界を次のとおり変更することを新潟県知事に申請する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

変 更 調 書

長岡市に編入する区域
燕市五千石字三平2763の一部、2764の5の一部、2764の6、2766の1、2766の3の一部、2766の4、2766の5の一部、2766の6、2766の7、2767の一部、2768、野中才字上谷地1796の1の一部、1797の1の一部、1798の1の一部、1805の一部、1806から1808まで、1815から1818まで、1824の1の一部、1825の1の一部、1826の1の一部、1826の4の一部、1827から1831まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに1823の1に隣接する水路である公有地の一部、1810から1812の地先の道路、水路である公有地の一部
燕市に編入する区域
長岡市寺泊北曾根字箴割637から641までの各一部、642の1の一部、643の1、644の1、645の1、寺泊新長字草薙119の一部、122、123の1、123の2、124、125、126の一部、127の一部、128の1の一部、131の一部、132、133、134の1、134の2、135、136の一部、137の1、137の2、138の1の一部、138の2の一部、142の一部、143の一部、146の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに燕市五千石字三平2763、2764の5の地先の長岡市寺泊新長字草薙の水路である公有地の全部



長岡市・燕市 境界変更位置図

縮尺 1/25000

変更区域

議案第87号

和解について

令和3年5月2日長岡市十日町地内の片田交差点内で発生した、救急車と軽乗
用車の衝突事故について、原因者と次のとおり和解をするものとする。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

1 和解する相手方
市内在住者

2 和解事項

- (1) 相手方は、長岡市に対し、損害の賠償金として金773,993円を支払うものとする。
- (2) 長岡市と相手方との間には、前号に記載されたもののほか、一切の債権債務は存在しないものとする。

議案第88号

市道路線の認定及び変更について

市道路線を次のとおり認定及び変更する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
宮内664号線	撰田屋一丁目1449番8地先		2.0~6.2	図2 ア~イ
	撰田屋一丁目1646番地先		144.0	
青葉台140号線	陽光台四丁目1379番98地先		8.0~15.1	図1 ア~イ
	陽光台四丁目1379番131地先		191.9	
青葉台141号線	陽光台四丁目1379番111地先		8.0~15.1	図1 ウ~エ
	陽光台四丁目1379番118地先		99.8	
青葉台142号線	陽光台四丁目1379番125地先		8.0~15.1	図1 オ~イ
	陽光台四丁目1379番131地先		101.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点		重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点			延長(m)	
旧	宮内273号線	撰田屋一丁目1356番1地先			1.2~24.5	図2 ウ~イ
		撰田屋一丁目1646番地先			572.3	
新	宮内273号線	撰田屋一丁目1356番1地先			1.8~2.8	図2 ウ~エ (407.9m廃止)
		撰田屋一丁目792番1地先			164.4	
旧	宮内274号線	撰田屋三丁目2089番1地先			2.0~12.5	図2 オ~カ
		撰田屋一丁目1424番1地先			572.8	
新	宮内274号線	撰田屋三丁目2089番1地先			2.0~12.5	図2 オ~キ (28.2m廃止)
		撰田屋一丁目1426番1地先			544.6	
旧	寺泊479号線	寺泊竹森字兵吾田258番地先			2.9~9.8	図3 ア~イ
		寺泊竹森字野付1070番地先			530.5	
新	寺泊479号線	寺泊竹森字兵吾田207番1地先			2.9~28.4	図3 ア~ウ (120.0m認定)
		寺泊竹森字谷地1039番17地先			650.5	

議案第89号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約をする。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田 達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
橋りょう上部工事 (市道西幹線81号 線・新堺橋)	1 径間単純合成床板橋 橋長 22.0メートル 幅員 16.0メートル	160,880,445円	長岡市巻渕3丁目 3番12号 株式会社小林組

議案第90号

訴えの提起について

長岡市を所有者とする所有権保存登記申請をするための前提として、所有権確認の訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

1 請求する相手方

別紙のとおり

2 事件の内容

旧長岡市営牧場の一部として占有してきた当該土地について、時効取得により所有権保存登記申請をするための前提として、所有権確認の訴えを提起するものである。

3 請求の要旨

原告が、本件土地につき所有権を有することを確認する。

4 土地の表示

所在地	地番	区分	種目	数量
栖吉町字岩野	3455	土地	畑	26平方メートル

5 訴えの遂行方針

- (1) 訴訟代理人は、市長が委任したものとする。
- (2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

別紙

相手方住所地	人数
市内在住者	16 名
村上市在住者	2 名
魚沼市在住者	1 名
胎内市在住者	2 名
北海道札幌市在住者	1 名
秋田県秋田市在住者	1 名
茨城県つくば市在住者	1 名
栃木県小山市在住者	1 名
埼玉県川口市在住者	1 名
埼玉県狭山市在住者	1 名
千葉県千葉市在住者	1 名
千葉県市川市在住者	3 名
東京都品川区在住者	1 名
東京都大田区在住者	1 名
東京都渋谷区在住者	1 名
東京都杉並区在住者	1 名
東京都北区在住者	1 名
東京都板橋区在住者	3 名
東京都八王子市在住者	1 名
東京都調布市在住者	2 名
神奈川県横浜市在住者	3 名
神奈川県川崎市在住者	1 名
神奈川県相模原市在住者	1 名
神奈川県横須賀市在住者	1 名
神奈川県海老名市在住者	1 名
富山県高岡市在住者	2 名
静岡県浜松市在住者	3 名
静岡県沼津市在住者	1 名
静岡県熱海市在住者	1 名
静岡県長泉町在住者	1 名
大阪府豊中市在住者	1 名
兵庫県高砂市在住者	1 名
合計	59 名

議案第91号

決算の認定について

令和2年度長岡市一般会計決算及び特別会計決算を市議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第92号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和2年度長岡市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和2年度下水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第93号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和2年度長岡市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和2年度水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第94号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和2年度長岡市簡易水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和2年度簡易水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第9号

長岡地域土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、長岡地域土地開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第10号

公立大学法人長岡造形大学の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公立大学法人長岡造形大学の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第11号

公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第12号

一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第13号

公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第14号

公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第15号

公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田 達 伸

報告第16号

公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第17号

公益財団法人山の暮らし再生機構の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人山の暮らし再生機構の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第18号

株式会社山古志観光開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社山古志観光開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田 達 伸

報告第19号

株式会社えちご川口農業振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社えちご川口農業振興公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第20号

一般財団法人長岡花火財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡花火財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第21号

継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和2年度長岡市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田 達 伸

令和2年度長岡市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左の財源内訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国・県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円			
2 総務費	1 総務管理費	上川西コミュニティセンター建設事業	令和元年度	142,100,000		106,500,000		35,600,000
			令和2年度	258,300,000		193,700,000	64,600,000	
			計	400,400,000		300,200,000	64,600,000	35,600,000
10 教育費	3 中学校費	西中学校校舎増築・大規模改造事業	平成29年度	369,000,000	61,880,000	306,500,000		620,000
			平成30年度	633,340,000	78,913,000	554,000,000		427,000
			令和元年度	811,945,000	96,273,000	569,500,000		146,172,000
			令和2年度	1,000,000		700,000		300,000
			計	1,815,285,000	237,066,000	1,430,700,000		147,519,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
135, 344,160		108, 100,000		27, 244,160	6, 755,840		△1, 600,000		8, 355,840
246, 142,440		184, 600,000	61, 542,000	440	12, 157,560		9, 100,000	3, 058,000	△440
381, 486,600		292, 700,000	61, 542,000	27, 244,600	18, 913,400		7, 500,000	3, 058,000	8, 355,400
					369, 000,000	61, 880,000	306, 500,000		620,000
332, 409,000	46, 200,000	211, 100,000		75, 109,000	300, 931,000	32, 713,000	342, 900,000		△74, 682,000
831, 024,000	96, 479,000	667, 100,000		67, 445,000	△19, 079,000	△206,000	△97, 600,000		78, 727,000
498, 614,640	78, 884,000	235, 400,000		184, 330,640	△497, 614,640	△78, 884,000	△234, 700,000		△184, 030,640
1,662, 047,640	221, 563,000	1,113, 600,000		326, 884,640	153, 237,360	15, 503,000	317, 100,000		△179, 365,640

報告第22号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和2年度長岡市下水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

令和2年度長岡市下水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						
				年割額	左 の 財 源 内 訳				損益勘定 留保資金	
					特 定 財 源			損益勘定 留保資金		
					国・県支出金	企業債	その他			
				円	円	円	円	円		
1	資本的 支出	1	建設 改良 設費	長岡中央浄化 センター （汚泥ポンプ 更新事業）	令和元年度	123, 000,000	67, 500,000	55, 500,000		
					令和2年度	330, 000,000	181, 000,000	149, 000,000		
					計	453, 000,000	248, 500,000	204, 500,000		
1	資本的 支出	1	建設 改良 設費	長岡中央浄化 センター （汚泥掻寄機 更新事業）	令和元年度	183, 000,000	100, 500,000	82, 500,000		
					令和2年度	280, 000,000	153, 500,000	126, 500,000		
					計	463, 000,000	254, 000,000	209, 000,000		
1	資本的 支出	1	建設 改良 設費	栃尾下 処理セ ンター （汚泥濃 縮設備 更新事 業）	令和元年度	62, 000,000	34, 000,000	28, 000,000		
					令和2年度	125, 000,000	68, 500,000	56, 500,000		
					計	187, 000,000	102, 500,000	84, 500,000		
1	資本的 支出	1	建設 改良 設費	中之島浄化セ ンター （監視制御 更新事 業）	令和元年度	41, 500,000	22, 750,000	18, 700,000		50,000
					令和2年度	113, 000,000	62, 000,000	51, 000,000		
					計	154, 500,000	84, 750,000	69, 700,000		50,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
123, 000,000	67, 500,000	55, 500,000							
281, 352,300	154, 420,765	126, 900,000		31,535	48, 647,700	26, 579,235	22, 100,000		△31,535
404, 352,300	221, 920,765	182, 400,000		31,535	48, 647,700	26, 579,235	22, 100,000		△31,535
183, 000,000	100, 500,000	82, 500,000							
88, 810,000	48, 610,500	40, 100,000		99,500	191, 190,000	104, 889,500	86, 400,000		△99,500
271, 810,000	149, 110,500	122, 600,000		99,500	191, 190,000	104, 889,500	86, 400,000		△99,500
62, 000,000	34, 000,000	28, 000,000							
47, 120,000	25, 867,500	21, 200,000		52,500	77, 880,000	42, 632,500	35, 300,000		△52,500
109, 120,000	59, 867,500	49, 200,000		52,500	77, 880,000	42, 632,500	35, 300,000		△52,500
41, 500,000	22, 750,000	18, 700,000		50,000					
97, 430,000	53, 441,500	43, 900,000		88,500	15, 570,000	8, 558,500	7, 100,000		△88,500
138, 930,000	76, 191,500	62, 600,000		138,500	15, 570,000	8, 558,500	7, 100,000		△88,500

報告第23号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和2年度長岡市水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

令和2年度長岡市水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画								
				年割額	左の財源内訳				損益勘定 留保資金			
					特 定 財 源			損益勘定 留保資金				
					国・県支出金	企業債	その他					
1	資本的支出	1	建設費	妙見浄水場 排水処理施設 更新工事	令和元年度	118,000,000	円	円	76,000,000	円	円	42,000,000
					令和2年度	212,000,000			137,000,000			75,000,000
					計	330,000,000			213,000,000			117,000,000
1	資本的支出	1	建設費	妙見浄水場 ろ過池機械 更新工事	令和元年度	125,000,000			68,000,000			57,000,000
					令和2年度	75,000,000			41,000,000			34,000,000
					計	200,000,000			109,000,000			91,000,000
1	資本的支出	1	建設費	妙見浄水場 濃縮槽建設 工事	令和元年度	198,000,000			126,000,000			72,000,000
					令和2年度	150,000,000			95,000,000			55,000,000
					計	348,000,000			221,000,000			127,000,000
1	資本的支出	1	建設費	青葉ポンプ場 電気更新工事	令和元年度	131,000,000			84,000,000			47,000,000
					令和2年度	91,000,000			59,000,000			32,000,000
					計	222,000,000			143,000,000			79,000,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
114, 114,000		76, 000,000		38, 114,000	3, 886,000				3, 886,000
174, 106,900		115, 000,000		59, 106,900	37, 893,100		22, 000,000		15, 893,100
288, 220,900		191, 000,000		97, 220,900	41, 779,100		22, 000,000		19, 779,100
90, 860,000		68, 000,000		22, 860,000	34, 140,000				34, 140,000
63, 303,900		41, 000,000		22, 303,900	11, 696,100				11, 696,100
154, 163,900		109, 000,000		45, 163,900	45, 836,100				45, 836,100
111, 815,000		100, 000,000		11, 815,000	86, 185,000		26, 000,000		60, 185,000
128, 045,500		85, 000,000		43, 045,500	21, 954,500		10, 000,000		11, 954,500
239, 860,500		185, 000,000		54, 860,500	108, 139,500		36, 000,000		72, 139,500
122, 089,000				122, 089,000	8, 911,000		84, 000,000		△75, 089,000
79, 057,000				79, 057,000	11, 943,000		59, 000,000		△47, 057,000
201, 146,000				201, 146,000	20, 854,000		143, 000,000		△122, 146,000

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			損益勘定 留保資金
					国・県支出金	企業債	その他	
1 資本的支出	1 建改良設費	西部丘陵配水池 電気新設事業 変更	令和元年度	円 170,000,000	円	円 110,000,000	円	円 60,000,000
			令和2年度	185,000,000		120,000,000		65,000,000
			計	355,000,000		230,000,000		125,000,000

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円 131, 032,000	円	円	円	円 131, 032,000	円 38, 968,000	円	円 110, 000,000	円	円 △71, 032,000
円 120, 208,000				円 120, 208,000	円 64, 792,000		円 120, 000,000		円 △55, 208,000
円 251, 240,000				円 251, 240,000	円 103, 760,000		円 230, 000,000		円 △126, 240,000

報告第24号

令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について別紙のとおり報告する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第25号

令和2年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価の報告について

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2第6項の規定に基づき、令和2年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価について別紙のとおり報告する。

令和3年9月7日提出

長岡市長 磯田達伸